

朴正熙政権における対国連外交(1969-76年)

劉 仙姫

(京都大学)

朝鮮問題⁽¹⁾は南北の政治的分断が固着化する前から国連と複雑に絡んでいた。米国による朝鮮問題の国連移管を受けて、1947年の国連総会は決議112(II)号を採択し、朝鮮民族の自由な意思に立脚して人口比例下の南北総選挙を実施し、統一自由独立国家を樹立することを決定した。だが、北朝鮮が同決議を拒否したため、48年12月の国連総会は、自由選挙を根拠に、韓国が朝鮮半島を代表する唯一の合法政府であると承認すると同時に、朝鮮半島における統一独立民主政府の樹立を目的として国連朝鮮委員会を設置した。

朝鮮戦争勃発の後、50年7月7日付安保理決議84号に基づいて国連軍司令部(UNC)が設置され、米国はUNC司令官の指名責任を負うことになった。国連軍の使命は朝鮮半島に平和と安全を回復し、民族自決と民主主義原則に基づいて統一の与件を作り出すことにあった。また、同年10月の国連総会で国連朝鮮統一復興委員会⁽²⁾(UNCURK)の設立が決定され、国連朝鮮委員会を受け継ぎ、韓国の経済再建と平和回復をその任務とした。

だが、53年の7月27日に休戦協定⁽³⁾が締結され、同協定は相互合意できる修正または政治的解決のための協定に代替されるまで有効であると規定された。それ以来、UNCは休戦体制をめぐる秩序形成と維持を任務としつつ、その傘下には数百人の米軍とイギリス、フィリピン、タイの連絡将校数人が所属していた。さらに、54年11月、米国はUNCの権威のもとで韓国軍に対する作戦統制権(Operational Control)を正当化し、UNCは安全保障の上で米韓同盟とも緊密な関連性を持つようになったのである。

冷戦体制下で、韓国は、国連の目的と原則並びに民族の意志に従って朝鮮半島の統一が実現され

るべきであるとするいわゆる国連方式を追求した。それに対し、北朝鮮は国連を米帝国主義の道具とみなし、統一問題のカギが、米軍を始め外国軍隊の撤退にあり、朝鮮問題は外国の干渉を受けることなく解決すべきであると主張し、UNCURKの解体を求め続けた。国連総会は平和的解決のために朝鮮問題討議を繰り返したが、国連方式による朝鮮問題の解決が国連加盟国の多数の支持を得た。また、韓国は国連によって正統性を認められ、その代表をオブザーバーとして国連に参加させるなど国連における韓国優勢の基盤が長期にわたって定着していた。

だが、冷戦変容期に入ると、朝鮮半島における休戦体制も変容ないしは再定義を余儀なくされ、韓国の国連外交は検討すべき国策の最優先順位に値する懸案となった。特に、UNCURKやUNCの解体問題は休戦体制の維持問題とも絡まっており、韓国の安全保障対策の根幹に関わるきわめて重大な問題であった。また、北朝鮮の平和外交攻勢が強まる中で、韓国の外交的地位を維持するための国際的環境作りという観点からも国連外交は非常に重要な意味合いがあった。さらに、米中という大国間のパワーポリティクスが支配する緊張緩和の流れの中で、国連は韓国が朝鮮問題の解決をめぐる「民族自決の原則」を発信できる理想的ツールとして、その重要性を増すことになった。

これまでの研究では、米中和解が表面化し、中国の国連加盟が現実化した71年から問題解決の質的転換を試みた76年までの朝鮮問題をめぐる全体像は明確にされておらず、韓国の国連外交は外交史の観点から厳密な検証が十分に行われていたとはいえない。本稿の特徴は、冷戦期において副次的に扱われてきた国連における朝鮮問題の重要性を見直す形で朴政権の対国連政策とその政策

的意図がどのように変容をとげたのかについて検討しつつ、朝鮮問題をめぐる南北、米中の相互関係を構造的に考察するところにある。

本稿は次のように構成される。第一節は、69年から73年までの韓国の国連政策を概観し、国連政策の観点から「6・23 平和統一外交宣言」の意義を分析する。第二節は、74年の朝鮮問題をめぐる米中間の協議破綻とその結果としてどのような形の決着がついたのかについて検討する。第三節は、75年のベトナム情勢と関連して、韓国の国連単独加盟問題と新局面を打開するための四者会談提案の背景を探る。第四節は、76年、それまで漠然とした構想に過ぎなかった四者会談が六者会談という形でその内容を獲得し、韓国政府が四者会談を容認していく過程について分析する。最終的に、朝鮮問題をめぐる南北、米中の政策方針や戦略を検証し、国連をめぐる朴政権の外交戦略の意義と限界を論じることとする。本稿で示される朝鮮半島における秩序模索の歴史の教訓は、何らかの現代的示唆を有しており、今日の朝鮮半島情勢を理解するためにも重要な意義があると判断される。

1. 米中関係緩和と「6・23 平和統一外交宣言」

冷戦期における韓国の国連外交は自由友邦との提携を強化することを最大の狙いとし、北朝鮮を孤立させる政策を展開した。68年まで UNCURK は朝鮮問題に関する毎年の報告書を国連総会に提出し、朝鮮問題を次期総会の議題として自動上程したが、韓国支持派は朝鮮問題討議を回避するために、69年からは UNCURK の報告書を国連事務総長に提出するようにした。だが、北朝鮮が69年から南北平和協定締結を提案し、平和外交攻勢を強めたため、国連の朝鮮問題討議が行われたものの、依然韓国優勢の状況が続いた。69年10月30日、国連第一委員会は、朝鮮問題討議に南北を無条件に招請するとの北朝鮮支持派決議案を否決し、「韓国を招請するが、北朝鮮は国連の権威と権能を認めるならば招請する」との韓国支持派決議案を採択した。また、11月18日、国連政治委員会が外国軍撤収案と UNCURK 解体案は圧倒的な票

差で否決された。

韓国政府は70年になってようやく自主統一への基盤造成に積極的な姿勢を見せ始め、「8・15 平和統一構想宣言」を通じて、南北間の善意の競争を促した。これは米国が韓国に対して北朝鮮との対話を促したことに対する積極的姿勢表示であり、国連の朝鮮問題討議をめぐる主導権を取るための政治的シグナルでもあった。また、韓国国内でも朝鮮問題の平和的解決をめぐる論議が活発化した。70年10月15日、新民党の金大中候補は初の記者会見のなかで、大統領当選後の政策を発表し、統一を促進するために、南北間の非政治的接触を実現させ、米ソ日中の四カ国に対し、朝鮮半島での戦争抑止を共同で保障するよう要求するとした。朴大統領は、本来的に対立しがちな周辺四カ国に朝鮮問題の解決に向けて協力を求めるのは困難であるとし、いわゆる「四大国保障論」に反対した。だが、国連では韓国の積極的姿勢表示が評価され、10月29日、国連政治委員会は、共産側の「南北同時招請案」を否決し、国連が朝鮮問題を処理する権威と権能を有することを北朝鮮に要求する実質上の「韓国単独招請案」を可決した。

ところが、71年には休戦体制をめぐる少なからぬ変化が起き始めた。先ず、2月3日、タイ政府は UNC 傘下にある駐韓タイ軍を73年7月1日までに召還するように決定したと発表した。そして、2月6日、米韓両国は駐韓米軍削減問題で最終合意し、韓国軍が休戦線に対する第一線防衛任務を引き受けるようになった。さらに、7月4日、ロジャーズ休戦委員会国連軍首席代表は、「南北間の接触を誘導するため、板門店休戦委員会の国連軍首席代表を韓国人に代えるのが良い」と発言した。

それに対して、中国は66年以来名前だけ置いて実際には代表を送らなかった板門店休戦委員会代表の復帰を通告した(6月15日)。また、周恩来はニューヨーク・タイムズのレストン (James Reston) 副社長との会談(8月7日)のなかで、「朝鮮問題は米軍の韓国駐屯と休戦協定の下で休戦のみ存在し、平和協定がない事実を含める」と述べた。中国は対ソ戦略の一環として北朝鮮の反米政

策を支持し、北朝鮮の親中政策を確保しつつ、日米両国にも接近し、韓国に間接的な影響力を及ぼす政治的基盤を整えてきたが、こうした立場表明は朝鮮半島の平和体制構築につながる潜在力を保持しようとする意図の表れであると解釈できる。

一方、韓国は朝鮮問題をめぐる米中間の取引を懸念しながら、突如として顕在化した71年の中国の国連代表権問題への対応に迫られた。韓国は国連と密接な関係を有する国益を踏まえた上で、朝鮮問題討議延期を視野に入れながら、8月12日、離散家族さがしのための南北赤十字会談を提案した。南北対話のイニシアチブを受けて、9月23日、国連運営委員会は一年間朝鮮問題討議を延期しようとするイギリスの提案を可決し、9月26日、国連総会本会議はUNC撤収、UNCURK解体、UNCURK報告書採択問題など三案件の朝鮮問題討議の一年間繰り延べ案を可決した。だが、10月25日に実現した中国の国連加盟が、朝鮮問題に及ぼす波及効果が懸念され、さらに、72年には朝鮮、ベトナム、ドイツなど分断国の国連加盟問題が注目されると予想され、韓国の不安を増幅させた。

72年1月11日、朴大統領は年頭記者会見で南北の国連同時加盟に反対を示し、ニクソンの訪中と関連して、韓国政府は国益が強大国間の非公開交渉で犠牲にされてはならない、と大国主義を警戒した。ニクソン訪中の際に発表された「上海コミュニケ」（72年2月27日）によって、米中両国は朝鮮半島の平和共存と緊張緩和を促す点においては一致したが、米国は韓国との緊密な関係および同国に対する支持を表明したのに対して、中国は「平和統一八項目提案」およびUNCURKの解体を求める北朝鮮への支持を明記し、間接的に駐韓米軍とUNCの撤退を要求した。だが、実際に中国は当面の間、朝鮮半島における米国の軍事プレゼンスを現状維持勢力として暗黙の了解を示した。

米国は韓国に対して米中首脳会談で朝鮮問題に関する秘密取引は一切していないと強調したが、4月21日、訪米した金溶植外務部長官は、72年も国連の朝鮮問題討議を延期させたいと米国の理解を求めた。さらに、韓国は朝鮮問題をめぐる米

中間の交渉をけん制しつつ、統一のための南北の自主的アプローチを強調しながら、朝鮮問題討議を延期させるために、自主、平和、民族の大団結を統一の原則とする「7・4南北共同声明」の発表に踏み切った。結果的に、韓国は「7・4南北共同声明」による平和共存の見通しを「自主」という理念の上で上手く活用し、容易に国際社会からの支持を得ることができた。9月20日、国連総会運営委員会は、緊張緩和のための南北対話を高く評価し、朝鮮問題討議の一年延期決議案を可決した。だが、討議延期決定の後、南北対話をめぐる客観的情勢は北朝鮮ペースで進むことになり、南北対話は停滞局面に入った。

73年、韓国政府は南北対話が容易ではないが、誠実に進行させると強調しつつ、国連対策の上ではまともな朝鮮問題討議延期案の政策化を試みた。だが、2月22日、金外務部長官との会談の際に、ロジャーズ（William Rogers）国務長官は、朝鮮問題討議延期への固執が韓国にとって得策ではないと説得した。一方、3月15日、第2回南北調節委員会が平壤で開催されたが、北朝鮮の朴成哲は、平和条約締結とそのための軍備縮小と外国軍撤収が先決であると主張したのに対し、韓国の李厚洛は平和協定締結が時期尚早であり、交流の積み重ねによる相互信頼が必要と反論するなど、南北の基本的立場には変化が見られなかった。

このような状況の中で、5月17日に、北朝鮮のWHO加盟が実現し、韓国の外交的優位が揺らぎ始めると、南北の国連加盟、UNCURKおよびUNC問題が焦点化された。朝鮮問題討議延期案が困難視されるなかで、「6・23平和統一外交宣言」は、自主平和統一までの過渡期的措置として国際的に「二つのコリア」を容認し、共産圏向けの平和的シグナルを強調することで、米中ソ三カ国の間で朝鮮問題の妥協点を見出し、韓国支持派決議案の可決を容易にする狙いがあった⁽⁴⁾。とはいえ、韓国が自主路線を放棄したと考えるのは早計であり、この矛盾しかねない政策を、自主の理念のもとで整合させていく困難な課題が朴政権に課せられたのである。

金日成は、「6・23平和統一外交宣言」の効果と相殺する意図から、1960年以来提案してきた

連邦制案を掲げ、「高麗連邦共和国」による統一を提案し、国連加盟は単一国号によるべきであると主張した。これに対し、中国は、統一までは北朝鮮が朝鮮半島の唯一合法政府であると認め、「二つのコリア」に反対する北朝鮮への支持を表明し(6月25日)、台湾問題を抱える自国の実利的安保外交を追求した。

ところが、8月28日、北朝鮮は金大中事件を理由に一方的な宣言として南北対話チャンネルを中断させた。南北交渉の行き詰まりは国連の朝鮮問題討議における重大な難関であるだけに、韓国支持派⁽⁵⁾は実質的に存在意味の薄いUNCURKをめぐる譲歩を容認した。それに沿って、9月7日、UNCURKは「同委員会の韓国駐在はもはや不要であり、解体すべきである」と年次報告書を公表したのである。

9月10日、北朝鮮支持派⁽⁶⁾は、駐韓外国軍による国連旗の使用禁止とUNC解体の必要性を訴え、すべての駐韓外国軍の撤収を求める決議案を提出した。それに対して、9月21日、韓国支持派は、南北の国連加盟を考慮するよう希望し、UNC解体と国連軍の撤退は安保理が決定すべき問題である、と主張する決議案を提出した。南北が国連総会にオブザーバーとして同時招請されるなかで、9月26日、キッシンジャー(Henry Kissinger) 国務長官は、記者会見で、米国は朝鮮問題に関して安保理常任理事国と他の関連国との間で静かな討議を行うことを歓迎すると発言した。これは朝鮮問題をめぐるキッシンジャーの秘密外交を暗示するもので、キッシンジャーは朝鮮半島において米中両国が戦略上共通の利害を有することを強調し、朝鮮問題討議をめぐって一定の成果を上げることになった。その結果、11月20日、国連第一委員会は朝鮮問題討議での対決回避に合意したうえで、「7・4南北共同声明」の精神を確認し、平和統一のための南北の交流と協調を希望する、と合意声明を了承し、74年の国連総会の仮議題に朝鮮問題は上程されないことになった。

2. 74年の朝鮮問題をめぐる米中協調の破綻

73年の国連における朝鮮問題の決着の後、ニクソン(Richard M. Nixon)は同問題についての取決めの緊要性を強く認識し、73年12月31日付のNSSM-190を通じて、UNC問題の再検討と休戦協定の代替案模索を目的とした南北間および四カ国間協議、そしてそれに対する国連の支持を得るための外交的イニシアチブの可能性を検討するよう指示した⁽⁷⁾。米国はUNC関連の改革を求めて動き始め、UNC問題はやがて休戦協定の見直し、さらには取決めにおける正当性と実効性を両立させるための多国間アプローチ模索へと発展していったのである。

それに対して、韓国は米中間の裏面調整によって韓国のメンツを保ちつつ、南北対話の再開に向けて積極的に働きかけることが当面の目標であった。74年1月18日、朴正熙は年頭記者会見で南北関係打開の試みの一環として「南北相互不可侵協定」の締結を提案した。同協定提案は南北間相互不可侵の公約、相互内政不干涉、現行休戦体制の維持を主要骨子としており、休戦協定体制に変更を加える意思がないことを明らかにしたもので、朝鮮問題に対する新たな政治的な態度を取るまでには至らなかった。

他方、74年3月29日、ニクソン政権はNSSM-190に基づく検討を経てNSDM-251を次のように決定した。「UNC解体に伴って、休戦協定の国連側代表を米国と韓国の司令官に移譲し、南北代表を休戦協定の中心メンバーとする。短期間でも駐韓米軍の維持に対する共産側の黙認を得るには、駐韓米軍を削減し続け、朝鮮半島情勢が安定すれば、究極的に撤退すると保障する『上海コミュニケ』のようなものが望ましい。『南北相互不可侵協定』締結のために交渉しつつ、休戦協定の代替協定への転換には安保理の承認が必要であるが、先ず優先すべきことは南北間交渉であり、その後、米韓間交渉を重視しつつ、日中ソなど関係諸国にアプローチすべきである。UNC解体に続く代替案協定への移行期間は韓国に駐屯する米軍のレベルを維持する⁽⁸⁾。」米国は朝鮮問題をクリアするために、休戦体制を維持しつつ運用面で休戦協定

に実質的な修正を加え、南北当事者による休戦体制の再構築とそのための関係国間の合意を形成していく方針であったのである。

しかし、北朝鮮は74年から朝鮮問題をめぐって韓国を排除する形で休戦協定の平和協定への改正に重点を置くようになった。3月25日、北朝鮮の最高人民会議（5期3次）は米議会に送る書簡を通じて、朝鮮における緊張解消と自主平和統一を促進させるための前提を作り出すため、休戦協定の直接当事者である米朝間の平和協定締結を提案し、UNC解体と駐韓米軍の撤収を要求したのである。これによって、北朝鮮は69年の南北平和協定提案以来、平和協定の相手を米国に切り替えたことになったが、その背景には、南北対話の膠着を韓国の責任にしたうえで、米韓の離間を画策し、韓国を朝鮮問題の解決に向けた協議から遠ざける狙いがあった。

北朝鮮が韓国に対する対決姿勢を強めるなかで、韓国は現実の力量を踏まえながら、守りの戦略を誇示した。8月15日、朴大統領は光復節記念祝辞を通じて南北相互不可侵、交流と協力、究極的な自由選挙を骨子とする平和統一三大基本原則を明らかにし、「南北相互不可侵協定」締結を通じた平和定着が平和統一の第一段階措置であると再闡明し、朝鮮問題討議延期のための名分を探し出す外交戦術を展開した。

しかし、南北対話が膠着し、北朝鮮が米朝平和協定を主張してから、自主と妥協模索との狭間で揺れる韓国は当面外交上の主導権を取れない局面が続いた。8月16日、アルジェリアなど北朝鮮支持派は国連事務総長宛書簡をもって、73年の国連総会以後も朝鮮への外国軍の介入が続き、南北対話に進展がないと指摘し、国連旗の下で韓国に駐留するすべての外国軍の撤退のために直接関係当事国が必要な措置をとることを求める新議題の上程を明らかにした。

他方、朝鮮問題をめぐる米中間の妥協も容易ではなく、中国の北朝鮮への影響力行使には限界があることが表面化した。訪中したフルブライト(J. William Fulbright) 米上院外交委員会委員長との会談(74年9月2日～4日)の際に、喬冠華外相は「北朝鮮は独立国なので、中国の影響力行使

は困難である。」と述べた⁽⁹⁾。これは朝鮮問題をめぐる中国の対北朝鮮説得が極めて困難であることを示唆するものであった。その背景要因としては、73年の国連の討議結果をもって、北朝鮮は中国が韓国側に譲歩し過ぎたとの認識をもつようになり、中国に対して朝鮮問題をめぐる強い姿勢を求めたと考えられる。

このように、朝鮮問題の解決をめぐる外交が著しく困難になるなかで、9月3日、韓国支持派は決議案を提出したが、その骨子は朝鮮問題を安保理に委ねる点にあった。9月17日、北朝鮮支持派も「国連旗の下で韓国に駐留するすべての外国軍隊の撤退の必要を考慮する」旨を骨子とする決議案を提出した。12月9日、国連総会第一委員会は韓国支持派決議案を賛成61、反対42、棄権32で可決したが、北朝鮮支持派決議案を賛否同数で否決した。その後、北朝鮮支持派は決議案の再上程を断念し、12月17日、第29回国連総会は韓国支持派決議案(第3333号)を賛成61、反対43、棄権31で可決した。同決議案は安保理が休戦協定の代替案模索と共にUNC解体など同理事会の責任に含まれる朝鮮問題について直接関係当事者との協議の下で適切な時期に審議するよう求めたが、UNC解体を主張する北朝鮮支持派を無視できない国連の現状が色濃く反映されるものであった。

こうして、74年の国連は、米中間の合意形成による朝鮮問題の解決が極めて困難であることを如実に示す結果となった。12月17日、国務省のグライスティーン(William Gleysteen) 極東担当副次官補は駐米韓国大使館を訪問し、キッシンジャー国務長官の訪中(74年11月25日～29日)の際に、朝鮮問題協議は生産的ではなかったと説明した。中国が妥協しなかった理由としては、北朝鮮が妥協案を排除し対決に拘ったこと、韓国の国内政治を理由に共産側に勝算があると判断したこと、73年度の妥協案を持ってソ連が中国を非難したこと、など三点が挙げられた⁽¹⁰⁾。

一方、朝鮮問題をめぐる米中間妥協が行き詰まるなかで、韓国は当事者としての自覚と共に、「自主」という文脈で米国に対する主張を強めた。外務部は、11月22日～23日に予定されるフォー

ド (Gerald R. Ford) 大統領の訪韓の際に発表される米韓共同声明に含まれるべき第一事項が「米韓間の友好協力関係を強調するが、韓国が米国の一方的な被保護者であるとの認識を払しょくし、対等な関係で相互協力するパートナー関係である点を強調する。」とされた⁽¹¹⁾。韓国が米国の軍事的抑止力に依存する点を考えると、これは韓国が朝鮮問題の解決における当事者としての立場を強調するものであった。韓国は国連対策において米国の協調を前提にしつつ、韓国の発言権を確保する解決策を模索し、いかなる形で、どの程度まで応じていくかについて決断することが焦点となった。

3. 75年のベトナム情勢と四者会談提案

1月14日、朴大統領は、年頭記者会見で、休戦協定の効力存続を前提に、UNC解体に反対しないと主張し、国連対策の柔軟化を示唆した。また、インドシナ情勢の変化は朝鮮半島をめぐる秩序の安定化に向けて韓国がより主体的に取り組むように迫った。特に、4月18日、金日成は訪中し、ベトナム情勢を朝鮮半島にも適用させ「米軍が撤収し民主人士が執権すれば、朝鮮の恒久的平和は保障される⁽¹²⁾。」とした。その上で、「朝鮮半島の平和及び戦争は米国にかかっている」と主張し、北朝鮮の対米平和協定提案の理由をほのめかした⁽¹³⁾。4月28日に発表された中朝共同声明は、南北の国連同時加盟やクロス承認に反対を示し、朝鮮問題をめぐる中国の強硬な姿勢を明らかにした。だが、自主平和統一、南北対峙の解消、そして交流を支持した点から、中国が朝鮮半島における力の均衡を崩す恐れのある金日成式冒険的戦争政策を望んでいないことが間接的に示された⁽¹⁴⁾。

このように、ベトナム情勢の変化と中朝関係の推移を注視しながら、韓国側が朝鮮問題についてタイムリーな行動をとらなければ、休戦体制の基盤が脅かされる状況に陥る可能性が高まった。つまり、韓国側がより不利な条件で改正に臨まねばならなくなる前に、様々な停滞から脱するための切り札が必要であった。そこで、6月27日、米国など韓国支持派は「条件付きUNC解体案」を

国連に提出し、休戦協定の当事者であるUNCの協定履行責任を米韓両国が任命する後継司令官に継承させると共に、休戦協定の他方当事者である中国と北朝鮮が、引き続き休戦協定が有効であると事前同意すれば、76年1月1日付でUNCを解体するとし、他方当事者との問題について協議する用意があると明らかにした。これは休戦体制そのものの改正よりも休戦協定の運用面における調整に重点を置いてUNC解体への積極的姿勢を示したものである。また、米政府は安保理議長宛ての駐国連米代表の公文(6月27日付)を通じて、米韓両国が条件付きでUNC解体を協議するために、他方当事者および安保理理事国と会談する用意があり、安保理決議84号に基づいて認められた国連旗の使用制限などUNCの面貌を縮小すると明らかにした⁽¹⁵⁾。6月27日、スティルウェル(Richard Stilwell) UNC司令官は徐鐘喆国防部長官に対し、「駐韓米第二師団は国連旗の掲揚を中止し、UNC、DMZ付近、そして防空部隊は国連旗の掲揚を続ける。」と国連旗の使用制限措置の即刻の実施について伝えた⁽¹⁶⁾。同日、韓国は金東祚外務部長官の声明を通じて、米政府の提案措置に加わる用意があると確認し、休戦体制の維持を前提にUNC解体を容認するとした上で、北朝鮮が南北対話の再開に応じてくれるよう促した⁽¹⁷⁾。

ところが、UNC関連のイニシアチブが注目を浴びる間もなく、7月15日、ベトナム・ベトコンが国連加盟を申請し、韓国は対応に迫られることとなった。7月18日、金外務部長官はスナイダー駐韓米大使に対して、「ベトナムの国連加盟問題は南北朝鮮の加盟問題と関連づけて処理されるべきである⁽¹⁸⁾。」と述べた。また、7月23日、咸秉春駐米韓国大使は、韓国の加盟なしの南北ベトナムの国連加盟に反対を表明する朴大統領の親書(7月22日付)をフォード大統領に伝達した。韓国の本当の狙いは、国連加盟問題に対する中ソの姿勢から、75年の朝鮮問題をめぐる両者の基本的立場を打診するところにあったと考えられる。

7月28日、国務省のバッファム(William B. Buffum)国際機構担当次官補は咸大使に対し、米政府が南北ベトナムの国連加盟に関連する韓国の立場、特に朴大統領の親書を勘案し、韓国の国

連加盟を積極的に推進することと、そのために、韓国の加盟なしには南北ベトナムの加盟も拒否するとの政策を決定したと伝えた⁽¹⁹⁾。米国は韓国の国連加盟可能性について見込みは薄いとしつつも、共産側から朝鮮問題をめぐる一定の譲歩を引き出す契機を作り出し、国連から韓国が孤立する道を進まないように努めたのである。

8月2日、ソ連と中国の国連代表部は、韓国の国連加盟再審申請と南北ベトナムの国連同時加盟申請の一括処理に反対した。これを受けて、8月4日、咸大使はパフォーマンス次官補に対し、ベトナム問題をめぐる米国の不必要な拒否権行使を防ぐために、秘密外交において進展があるまでベトナム問題と朝鮮問題に関する安保理の招集を防ぎ、招集されても票決を避けるよう要請した⁽²⁰⁾。韓国はベトナム加盟に対する米国の拒否権行使が朝鮮問題に及ぼす影響について注視したのである。だが、8月6日に安保理の招集が決まり、招集を前に、米國務省は韓国加盟が拒否されれば、南北ベトナムの加盟に拒否権を行使すると発表した。しかし、同日、安保理の暫定議題採択投票で南北ベトナムの加盟議題は採択されたものの、韓国の単独加盟申請議題は否決されたことを受けて、8月11日、米国は安保理で南北ベトナムの加盟申請に拒否権を行使したのである。中ソの反対表明を考えれば、韓国の国連加盟議題の棄却は当然の帰結であったが、これは朝鮮問題をめぐる正面对決の前兆でもあった。

8月8日に国連に提出された北朝鮮支持派決議案は、相互軍縮、武力不行使など軍事的対峙状態の緩和措置を挙げながら、休戦協定の平和協定への転換、UNCの無条件解体、国連旗の下の外国軍の無条件撤収を求めた。権敏俊駐国連北朝鮮代表は8月11日の記者会見を通じて、休戦協定の実際当事者は米朝のみであり、UNCが解体されれば、休戦協定は直ちに消滅すると言明し、直接当事者である韓国を無視した⁽²¹⁾。それに対し、韓国支持派決議案は、6月27日に国連に提出された「条件付きUNC解体案」を確認しながら、南北対話を促しつつ、安保理が休戦協定体制の維持のための代案模索とUNC解体のために、直接関係当事者が最短時日に協議するよう促すことを

要請すると共に、UNCが76年1月1日付で解体されるよう休戦協定の代案立案を求めた。

しかし、北朝鮮の韓国無視と共に、国際社会における韓国に対する逆風は強まった。75年6月初旬に韓国は非同盟諸国グループへの加盟を要請したが、8月26日、非同盟外相会議は北朝鮮の加盟を承認する一方、韓国の加盟申請を却下した。非同盟諸国に対する接近が限定的にならざるを得ないなかで、朝鮮問題をめぐる柔軟的な立場を示すことこそが米国にとって利益になるばかりでなく、そうした姿勢が韓国にも求められた。そこで、9月22日、キッシンジャー國務長官は国連総会における一般討論演説の中で、休戦体制の直接関連当事者である南北、米中が休戦協定の代替案を協議し、さらに朝鮮問題をめぐる根本的で恒久的な体制を交渉するための拡大会議の可能性を含めた緊張緩和のための措置を模索する用意があるとした。キッシンジャーは、こうした提案の前提が南北対話の再開であるとした上で、南北の国連同時加盟とクロス承認に対する支持を表明し、韓国を協議から排除する如何なる提案も受け入れないと明らかにした⁽²²⁾。

四者会談は北朝鮮支持派が代案をめぐる事前協議なしに休戦体制の変更を主張することに対する一種の反論として具体的な措置が示されたという点でその重要な意義があった。また、四者会談は国連の朝鮮問題討議を回避し、朝鮮問題をめぐる当事者間の協調路線の正しさを国際社会に納得させる大きな名分になりうるという点において、もう一つ重要な意義があった。ことに、北朝鮮が韓国を交渉相手としてみなさないなかで、四者会談は韓国が米国の支持のもとで直接当事者として朝鮮問題に主体的に関与できる論理を見出したという点において最も重要な意義があった。米国は韓国が受け入れやすい形で妥協可能な領域を設定し、韓国の安全保障上の利益を犠牲にしない範囲内で、緊張緩和のための条件が満たされれば、休戦協定体制の見直しに積極的に取り組む姿勢を示唆したのである。

しかし、中国は四者会談が駐韓米軍駐屯のための逃げ道の付いた実効性のない妥協案とみなしたため、同提案は中国に対して有効なカードにはな

りえなかった。9月26日、喬冠華外相は、国連総会の一般演説で、四者会談が実現性の乏しい案であると反対し、休戦協定の当事者による平和協定締結のための交渉を求めた。中国の反発と国連での議論の推移を見極めながら、9月26日、フランスは韓国支持派決議案から休戦協定の継承者を米軍と韓国軍にすることとUNC解体問題を安保理の討議に委ねる、との二点を撤回した修正案を提出した。10月10日に開催された韓国支持派の会議は、事態打開の見通しが立たないなかで決議案の不備を是正するために、フランスの修正案を受け入れ、UNCの後継司令官としての米軍任命部分を削除し、休戦協定の代案模索が安保理所管であるとの立場に柔軟性を示す改正案を国連に提出した。すなわち、韓国支持派は、休戦体制維持を前提に休戦協定の代替案と恒久的な平和保障措置を模索するための直接関係当事者による協議を提案しつつ、特に、当事者である南北の参与を強調したのである⁽²³⁾。

他方、困難を極める国連の朝鮮問題討議の解決のための米中間協議も続いた。キッシンジャー国務長官は訪中（10月19日－23日）の際に、韓国の参加なしには北朝鮮との会談には応じないと明らかにし、休戦協定の代案が立案される前に、北朝鮮がUNC解体を主張するのは不当であると論じた。それに対し、喬冠華外相は朝鮮問題の解決が容易ではないと述べ、平和協定が締結されれば、休戦協定の効力問題は自動的に解決されると言明し、この問題について北朝鮮と直接協議するよう勧めた⁽²⁴⁾。中国は朝鮮問題をめぐる米中間対立を引き起こす問題から離れ、米朝間接触を優先すべきであると主張する北朝鮮を支持したのである。

朝鮮問題をめぐる米中間の調整が上手くいかない中で、四者会談に対する積極的支持派が形成されず、11月18日、国連総会は韓国支持派決議案を賛成59、反対51、棄権29で可決し、北朝鮮支持派決議案も賛成54、反対43、棄権42で可決した。これは朝鮮問題の解決をめぐる国連の有効性が破綻したことを象徴的に示す出来事であった。国連における非同盟諸国の存在感の増大と共に、南北双方を承認する国家の増加が、本質的に相矛盾する二つの決議案採択の主要因であった。だが、

こうした結果は、朝鮮問題の解決が直接当事者である南北の合意なしにはその履行が不可能であることを改めて強調するものでもあった。

両決議案の同時採択は、韓国の威信を失墜させることになり、朴大統領はフォード大統領宛ての親書（75年11月19日付）を通じて、自主的な休戦体制の秩序形成を目標に、次のように朝鮮問題をめぐる韓国の外交的発言権を確保しようとした。「両決議案の同時採択は、朝鮮問題に関する国連の役割に深刻な疑問を呼び起こす。南北間の懸案問題は直接当事者である南北間の対話を通じて平和的に解決されるべきである。朝鮮問題における主な当事者である韓国の参与なしには問題の解決はあり得ない。フォード大統領の訪中の際にこのような韓国の立場を明らかにし、休戦協定体制の保全のための代案措置が先行されない限り、UNC解体はあり得ないとの点を明らかにしてほしい⁽²⁵⁾。」だが、フォードの訪中（12月1－5日）の際にも、中国は朝鮮問題と関連してイニシアチブをとる意思がないことを明らかにし、四者会談に興味を示さなかった⁽²⁶⁾。韓国政府は朝鮮問題をめぐる根本的な修正を迫られ、国連戦略を変更しなければならないが、国際社会からの圧力をいかに自主的に受容するかが問われるようになった。

4. 76年の六者会談構想の頓挫

北朝鮮外務省は、75年の国連総会で採択された北朝鮮支持派決議案（第3390号）の履行のために、76年3月11日付米国務省宛ての覚書を送付し、UNC解体、国連旗の下の外国軍の撤退、休戦協定の平和協定への代替など平和保障措置についていつでも会談する用意があると明らかにした⁽²⁷⁾。これは北朝鮮の対米平和攻勢の頂点を示唆するものであった。

他方、韓国は75年の失敗を良き先例と捉え、状況に応じて容赦なく変化する国連の枠組みよりも、国連外での解決を推進した方がはるかに現実的であるという考え方を強めた。そのため、4月9日、朴東鎮外務部長官はキッシンジャー国務長官と会談し、朝鮮問題を国連に提出しない考えを明らかにしたが、キッシンジャーは韓国の脱国連

外交は外交の孤立を招くものとして提出を勧めた。実際、韓国が南北の対決回避のために国連における朝鮮問題討議を容認し得ないとするならば、休戦協定体制の持続すら困難な状態であった。米政府の説得を受けて、5月20日、朴大統領は、青瓦台の対策会議において、安全保障上の考慮を柱とする休戦体制堅持のための韓国支持派決議案の作成指針を指示した。

一方、米国は、国連を通じた朝鮮問題の解決の実効性がごく限られている現状のなかで重要な突破口となりうる四者会談に対する国際的雰囲気醸成を狙った。7月22日、キッシンジャー国務長官はシアトルの世界情勢会議（World Affairs Council）における講演の際に、朝鮮半島の緊張緩和のために休戦協定の改正および持続的な平和樹立のための措置を模索する目的で、南北、米中の四者会談を今年度中に開始することと、同会談を準備するために即刻的な協議開始への用意があると声明した。また、キッシンジャーは休戦協定を保全する新たな体制や恒久的な法的基礎が立案されない限り、UNC解体には同意できないとし、南北対話の再開、南北の国連同時加盟、クロス承認を支持すると声明した⁽²⁸⁾。南北、米中の直接関係当事者会議を提案した75年9月の演説からさらに進んで、四者会談への積極性をアピールするために、この演説は会議場所を検討するために関係当事者と即刻会合する用意があったとしたのである。

一方、8月16日に国連に提出された北朝鮮支持派決議案は、UNC解体、国連旗の下の外国軍撤収および休戦協定の平和協定への代替のための実質的措置を求め、75年の決議案に盛り込まれた「実際当事者」という用語は使わずに、米朝間平和協定締結を主張した。それに対して、8月20日に、韓国支持派は、朝鮮問題の当事者解決原則を重視しつつ、平和維持のための休戦体制の不可避性を強調しながら、南北を含めた関係当事者会議における休戦協定の代案模索を条件にUNC解体に反対しない、とする決議案を提出した。翌日、朴東鎮外務部長官は、7月22日のキッシンジャー提案について、米国が直接関係当事者の一員として行った建設的な案であると支持を表明し、韓国

支持派決議案が南北対話再開の必要性と直接関係当事者間の交渉を通じた朝鮮問題の解決を志向するものであると強調した⁽²⁹⁾。韓国にとって、四者会談の意味合いは、会談の本質的な価値に求められるのではなく、朝鮮問題の平和的解決が行なわれるまでは他に代わるべき実行可能な解決案が見当たらないことにあった。実態は米中の裏面交渉が中心になるとしても、韓国の対外的なメンツを満足させつつ、形式上は国際社会から批判されない名分の立つ体制にしなければならないという論理が働いたのである。

ところが、米国は75年の四者会談提案をめぐる実現可能性に対する批判と米韓間の協議の欠如を反省して、76年には四者会談提案について正式に韓国政府の意向を打診してきた。9月17日、朴東鎮外務部長官との会談の際に、ハビブ（Philip Habib）国務次官はキッシンジャー国務長官が国連総会の基調演説のなかで、7月22日に提案した四者会談に柔軟性を示すために、四者会談を南北会談とし、同時に米中がオブザーバー資格で参加するようにすることと、同会談で南北が合意に到った場合は、米中以外に総合の合意に従って他の関係当事国（例えば、ソ連、日本）が合意事項を確認するようにする、との二点を示す考えであると述べ、それに対する韓国のすみやかな回答を要請した⁽³⁰⁾。

この報告を受けて、9月20日、崔圭夏首相は朴外務部長官に対して、南北を会議当事者とし、米中がオブザーバーとして参加する時期の問題、南北対話と休戦関係当事者会議の扱い問題、四者会談をめぐる新提案を非同盟諸国に説明する問題など三点について確認するよう指示した⁽³¹⁾。韓国はあくまでも四者会談における南北当事者原則を重視し、南北関係と周辺国関係の政治的境界を明確化した上で、提案をめぐる米国の本当の狙いを探ろうとしたのである。それに対して、外務部長官は報告を通じて、最初から米中はオブザーバーとして参加するとし、南北対話と休戦関係当事者会議を別途に取り扱う考え方であり、7月22日の提案に柔軟性を示すものであるため、困難を招く懸念はないとする米側の見解を伝えた⁽³²⁾。

ところが、こうした米韓協議が行われる間、北

朝鮮支持派が突然自ら決議案を撤回したため、国連における南北の対決が避けられる状況になった。これは国連運営委員会が韓国に有利に構成されたことを受けて、北朝鮮支持派の案件が無視されることを懸念しとられた措置であった。特に、中国は韓国支持派が南北対話の再開に重点を置いて多数派工作を展開したため、北朝鮮側が非同盟諸国から支持を得られないと判断したのである。その結果、9月19日、北朝鮮はルーマニア国連大使に決議案撤回を要請し、タンザニア大使の名義で国連事務総長に9月21日付で書面通告した。共産側の撤回を確認し、9月21日、韓国支持派の決議案も日本大使の名義で撤回を通告したのである。

こうして南北の直接対決は回避されたが、9月21日、朴正熙大統領は朴東鎮外務部長官に対して、キッシンジャー長官の提案と共産側の決議案撤回との関連について報告を指示した。韓国は米国による当事者会談提案の背景を探ろうとしたのである。これに対し、朴東鎮外務部長官は、ハビブ次官が共産側の案件撤回は全く予想しておらず、四者会談は独自の理由で考案されたものであると言明したと報告した。さらに、朴外務部長官は、北朝鮮が同提案に反対し、米国との直接交渉に固執すると予想されるため、韓国側は朝鮮問題解決のための南北対話の緊要性を強調すると同時に、四者会談を提案すれば、今後の国連の朝鮮問題討議を回避し、南北対話を誘導する利点もあるため、同提案は韓国にとっても得策であるとの認識を示した。朴東鎮外務部長官の報告を受けて、韓国政府は朴長官に対して、キッシンジャー長官が基調演説で南北対話を促し、米中がオブザーバー資格で参加する四者会談構想を表明することに原則的に同意すると訓令を出した。但し、四者会談に北朝鮮が応じるかについて否定的である場合、会議参加国の拡大に言及しない方が望ましく、現地の判断で会議拡大への用意を示した方が有利であれば、「会議参加国数は将来四者会談の進展と必要性に応じて増加させよう」とし、日本、ソ連の国名を挙げる必要はない、と六者会談が必然的に有するジレンマを強く意識した⁽³³⁾。

四者会談提案をめぐる韓国の懸念は、北朝鮮の

案件撤回後も四者会談提案を継続すべきか否かを問うという形で表われた。咸秉春駐米韓国大使は9月21日にフンメル（Arthur Hummel）東アジア・太平洋担当次官補と22日にハビブ次官と会談し、米側の意向を尋ねたが、米側は、第一に、77年度の朝鮮問題討議延期のためには、積極的姿勢を維持した方が有利である⁽³⁴⁾。第二に、案件撤回の後、北朝鮮代表部は声明を通じて、朝鮮問題について米国と直接協議するとの態度を堅持しているため、こうした北朝鮮の考えを断念させるためにも提案を行った方が望ましいとの見解を示した⁽³⁵⁾。

四者会談に対する米国の確固たる方針を確認した後、韓国は提案後の国内広報指針について検討した。その結果、国内広報では、キッシンジャーの提案が75年の提案と本質的に異なるものではなく、四者会談に柔軟性を示すものであると強調し、米中は休戦協定の署名当事者として参加が不可避であり、六者会談は今後必要に応じて考慮する、と可能な限りその意味合いをトーン・ダウンさせようとした⁽³⁶⁾。

他方、韓国は四者会談をめぐる立場が損なわれないよう最大の注意を払った。9月24日、外務部長官はハビブ次官に対して、演説に韓国の立場を反映させ、草案が作成され次第、韓国に提示するよう要請した⁽³⁷⁾。米國務省は9月27日に予定される外相会談に先立ち、草案を提示した。その中で韓国の立場が反映された部分は、四者会議は休戦協定の代案を模索する、拡大会議の参加国名を具体的に言及しない、米韓両国の事前協議を明らかにする、との三点であった。だが、韓国は、南北を当事者とし、米中がオブザーバーの資格で参加する予備会議の後、具体的な成果がある場合、米中が正式に参加する四者会議または拡大会議が可能であるとの文言に再び注目した⁽³⁸⁾。

9月27日、朴東鎮外務部長官はキッシンジャー國務長官との会談の際に、米朝間直接交渉に反対すると強調し、拡大会談をあまり浮き彫りにさせないよう要請した。それに対して、キッシンジャーは異議がないとした上で、米国は拡大会談に新しい意義を置くのではなく、共産側に対する外交攻勢に利用する意図であり、朝鮮問題の解決に当

たっては南北当事者間の対話が最も重要である点を強調するのが演説の趣旨であると述べた⁽³⁹⁾。

朴外務部長官の要望事項を基礎に、9月29日、ハビブ国務次官は、米国が北朝鮮と単独交渉をしないと確認し、7月22日にキッシンジャーが提案した四者会談の開催が直ちに不可能な場合、新しく三段階方法を提案する最終案を外務部長官に提示した。三段階方法とは、先ず、四者会談の場所と範囲に関する討議を含む南北の予備会談を即刻開始し、同予備会談の段階では米中はオブザーバーまたは諮問役として参加する。次に、上記の協議が一定の合意に達すれば、米中は四者会談に正式に参加する。最後に、この二つの会談でなされた朝鮮半島における恒久的平和をめぐる合意事項を保障するために、その他の国も参加する拡大会談を開くという構想であった⁽⁴⁰⁾。このような米韓間の緊密な協議を経て、四者会談は名目的なものから相当の実質性のあるものに転化されることになり、9月30日、キッシンジャーは国連総会での演説を通じて三段階接近案を提議したのである。

四者会談構想めぐって、キッシンジャーは南北当事者が朝鮮半島における平和体制樹立を主導し、米中両国がそれを支えるという構図を描いたのである。しかし、中国の消極的対応によって四者会談はまたもや政策化されなかった。こうした中国の姿勢の背景には、米朝間の直接会談に固執する北朝鮮の存在が大きく作用した。だが、76年、韓国支持派は四者会談提案をテコにして北朝鮮の外交攻勢にブレーキをかけることになった。そのため、77年以降は韓国が挽回し始めた外交的優位を維持さえすれば、朝鮮問題討議の長期的回避が実現できると予想され、実際、77年は朝鮮問題討議が見送られた。

終わりに

74年、南北対話の膠着と共に北朝鮮による米朝間の平和協定提案によって、韓国は交渉相手としてみなされず、北朝鮮に対する中国の影響力行使の限界と同時に米中間の協議も合意を見出さなかった。米中の間には朝鮮半島情勢の安定維持が

必要であると基本的合意が出来ていたが、朝鮮問題の解決に当たって、米国は緊張緩和のための名誉ある方法を追求し、休戦協定の代替措置について考慮する用意はあるが、半島における安定が犠牲にされてはならないと強調した。それに対して、中国は北朝鮮の政策決定に干渉しないとした上で、UNC解体と休戦協定の米朝間平和協定への代替を要求したのである。

75年は、ベトナム情勢と関連して、朝鮮問題をめぐる韓国側の戦略に大きな転機をもたらした。韓国は朝鮮問題解決における直接当事者としての立場を強調したが、国連で存在感を強めた非同盟諸国の支持を得るには限界があった。韓国支持派に対する支持基盤の確保と韓国の国連離れ傾向を克服するために、キッシンジャーは、条件付きUNC解体を提案し、朝鮮問題解決のための直接関係国による国際環境の造成を図った。だが、南北支持派の決議案が当時採択されたため、75年は国連における朝鮮問題討議の有効性が問われることとなった。

76年、米国は四者会談を具体化し、三段階構想案を提示する方針であったが、北朝鮮支持派の案件撤回によって、韓国支持派は朝鮮問題討議の回避に成功し、四者会談提案は当事者としての韓国の支持基盤を取り戻すための有効な戦術になりえた。しかし、四者会談は緊張緩和には役に立つものの、朝鮮問題の根本的解決にはその有効性が限定的であり、南北関係の改善がますます難しくなった状況下では朝鮮問題をめぐる対立を簡単に解消できるものではなかった。

韓国は休戦体制を維持しつつ、UNC解体の条件として休戦協定の代案を模索するための四者会談を歓迎したものの、朝鮮問題をめぐって南北当事者による解決を強調した。だが、韓国側が南北当事者主義に基づいて四者会談提案による平和維持のための環境づくりを模索しながらも、休戦体制が平和保障体制への転換に到らなかった点は朝鮮問題解決の難点を改めて示唆するものであった。

- (1) 朝鮮問題は広く一般に朝鮮半島問題の意味で用いることもあるが、本稿では国連における KOREA との関連の深い事象を指す場合に限定し使用すること

- とする。日本において日本語で発表されることを考慮に入れ、日本の慣例に従って、「韓半島」を「朝鮮半島」に、「韓国問題」を「朝鮮問題」に表現した。
- (2) UNCURK に関しては、必ずしも日本語で訳語が確定しておらず、韓国語では「국제연합한국통일부흥회」、「언커크」、「유엔한국통일부흥단」などの訳語が使われている。
- (3) 厳密に言えば、国連の仲裁による交戦当事国の敵対行為の中止であったので、「停戦 (Truce)」に該当するが、協定文の英語版が「休戦 (Armistice)」と書かれているため、区別なく混用されている。本稿は、「休戦」という用語がより一般化されていることを勘案し、便宜上、「休戦協定」と表記した。
- (4) 외무부장관「대통령각하 앞으로—6·23 특별 성명에 따른 신 외교 추진특별대책보고 73년 7월 20일」대한민국 외무부 문서 등록 번호 6051 『6·23 평화 통일 외교 선언, 1973-74』 190 (金溶植外務部長官「大統領へ—6·23 特別声明に基づく新しい外交推進のための特別対策報告 (73年 7月 20日)」大韓民国外務部文書登録番号 6051 『6·23 平和統一外交宣言, 1973-74』 190)。
- (5) 米国、日本、イギリスを主軸とし、カナダ、オーストラリア、ニュー・ジーランド、ギリシャ、西ドイツ、ベルギー、ルクセンブルグ、オランダ、フィリピン、タイ、ボリビア、コロンビア、ニカラグア、パラグアイ、ウルグアイなどが韓国支持を明らかにした。だが、伝統的な韓国支持国であったフランスと北欧諸国は、北朝鮮との関係改善に伴い、韓国に対する支持を次第に後退させた。
- (6) 中国、ソ連を主軸とし、東欧諸国、コンゴ、南イエメン、エジプト、赤道ギニア、ギニア、イラク、マリ、マルタ、モーリタニア、モンゴル、シエラ・レオーネ、ソマリア、スーダン、シリア、トーゴ、タンザニア、イエメン、ザンビア、キューバ、リビア、ザイールなどが北朝鮮支持を表明し、アジア、アフリカ、南米諸国の支持基盤が次第に拡大していくことになる。
- (7) National Security Study Memoranda-190 (31 Dec. 73); Diplomatic Initiative in Korea, National Security Files (Nixon Files), Box H-201 thru H-202; National Archives, College Park, MD (以下 NA と略記)。
- (8) National Security Decision Memoranda-251 (29 Mar. 74); Termination of the UN Command in Korea, National Security Files (Nixon Files), Box H-246; NA.
- (9) 外務部「한반도 문제에 대한 중공측 태도 사례」등록 번호 6747 『중국의 대한반도 정책, 1974』 29 (外務部「朝鮮半島問題に対する中国側の態度事例」登録番号 6747 『中国の対朝鮮半島政策, 1974』 29)。
- (10) 주미대사「외무부장관 앞으로 전문 (USW-12250)」등록 번호 6812 『Kissinger, Henry 미국 국무장관 중국 방문, 74년 11월 25일~29일』 32 (咸秉春駐米大使「金東祚外務部長官への電文 (USW-12250)」登録番号 6812 『キッシンジャー米國務長官の中国訪問, 74年 11月 25日~29日』 32)。
- (11) 外務部「포드대통령 방한 한미공동성명서에 포함될 사항—제 1차 시안 (74년 10월)」등록 번호 6945 『Ford, Gerald 미국 대통령 방한, 74년 11월 22일-23일』 106 (外務部「フォード米大統領訪韓の際に米韓共同声明に含まれるべき事項—第一次試案 (74年 10月)」登録番号 6945 『フォード米大統領の訪韓, 74年 11月 22日-23日』 106)。
- (12) 外務部「대통령각하에 보고사항—김일성의 중국 방문 (75년 4월 22일)」등록 번호 8267 (4025) 『김일성 북한주석 중국 방문, 75.4.18-26』 (外務部「大統領への報告事項—金日成の訪中 (75年 4月 22日)」登録番号 8267 (4025) 『金日成主席の訪中, 75.4.18-26』)。
- (13) 外務部「대통령각하에 보고사항—김일성의 중국 방문 (75년 4월 26일)」등록 번호 8267 (4025) 『김일성 북한주석 중국 방문, 75.4.18-26』 (外務部「大統領への報告事項—金日成の訪中 (75年 4月 26日)」登録番号 8267 (4025) 『金日成主席の訪中, 75.4.18-26』)。
- (14) 外務部「대통령 각하에 보고 사항—김일성 중국 방문에 대한 종합보고 (75년 4월 31일)」등록번호 8267 (4025) 『김일성북한주석중국방문, 75.4.18-26』 (外務部「大統領への報告事項—金日成の訪中に関する総合報告 (75年 4月 31日)」登録番号 8267 (4025) 『金日成主席の訪中, 75.4.18-26』)。
- (15) 外務部「안보리의장앞주유엔미국대표공한 75년 6월 27일」등록번호 8392 (12472) 『유엔 총회, 제 30차, New York, 1975.9.16-12.17』 (外務部「安保理議長宛て駐国連米代表の書簡 75年 6月 27日」登録番号 8392 (12472) 『国連総会, 第 30次 New York, 1975.9.16-12.17』)。
- (16) 국방부「외무부장관앞으로 전문 (75년 7월 22일) —유엔기 사용의 제한에 대한 의견 문의」등록번호 8353 (4299) 『주한유엔군사령부에대한유엔기사용제한조치, 1975』 (国防部「金東祚外務部長官への電文 (75年 7月 22日) —国連旗使用制限に対する意見の問い合わせ」登録番号 8353 (4299) 『駐韓国連軍司令部に対する国連旗使用制限措置, 1975』)。
- (17) 外務部「외무부장관의 성명 (75년 6월 27일)」등록번호 8392 (12472) 『유엔 총회, 제 30차, New York, 1975.9.16-12.17』 (外務部「外務部長官の声明 (75年 6月 27日)」登録番号 8392 (12472) 『国連総会, 第 30次 New York, 1975.9.16-12.17』)。
- (18) 外務部「회담요록—김동중외무부장관, Richard L.

- Sneider 주한미대사 (75년 7월 18일)」 등록번호 8370 (19658) 『한국의유엔가입문제, 1975』 51 (外務部「会谈要録—金東祚外務部長官、Richard L. Sneider 駐韓米大使 (75年 7月 18日)」登録番号 8370 (19658) 『韓国の国連加盟問題、1975』 51)。
- (19) 주미대사 「외무부장관 앞으로 전문 75년 7월 29일」 등록번호 8370 (19658) 『한국의 유엔 가입 문제, 1975』 (咸秉春駐米大使「金東祚外務部長官への電文 (75年 7月 29日)」登録番号 8370 (19658) 『韓国の国連加盟問題、1975』)。
- (20) 주미대사 「외무부장관 앞으로 전문 (75년 8월 4일)」 등록번호 8370 (19658) 『한국의 유엔 가입 문제, 1975』 (咸秉春駐米大使「金東祚外務部長官への電文 (75年 8月 4日)」登録番号 8370 (19658) 『韓国の国連加盟問題、1975』)。
- (21) 외무부장관 「전재외공관앞으로전문 (75년 8월 12일)」 등록번호 8392 (12472) 『유엔총회, 제 30차, New York, 1975.9.16-12.17』 (金東祚外務部長官「全在外公館への電文 (75年 8月 12日)」登録番号 8392 (12472) 『国連総会、第 30次、New York, 1975.9.16-12.17』)。
- (22) 외무부 「키신저미국무장관의유엔총회연설중한국관계발췌 75년 9월 22일」 등록번호 8392 (12472) 『유엔 총회, 제 30 차, New York, 1975.9.16-12.17』 161 (外務部「キッシンジャー米國務長官の国連総会演説の朝鮮問題要旨 75年 9月 22日」登録番号 8392 (12472) 『国連総会、第 30次、New York, 1975.9.16-12.17』 161)。
- (23) 외무부장관 「전재외공관앞으로전문 (75년 10월 10일)」 등록번호 8392 (12472) 『유엔총회, 제 30차, New York, 1975.9.16-12.17』 (金東祚外務部長官「全在外公館への電文 (75年 10月 10日)」登録番号 8392 (12472) 『国連総会、第 30次、New York, 1975.9.16-12.17』)。
- (24) 외무부 「대통령각하에 대한 보고—미중간의 한국 문제 거론」 등록번호 7935 (4998) 『Kissinger, Henry 미국 국무장관 중국 방문 75년 10월 19일~23일』 112 (外務部「大統領への報告—米中間の朝鮮問題協議」登録番号 7935 (4998) 『キッシンジャー米國務長官の訪中 75年 10月 19日~23日』 112)。
- (25) 박정희 「포드대통령 앞으로 서신 75년 11월 19일」 등록번호 7934 (4999) 『Ford, Gerald 미국 대통령 중국 방문, 75.12.1-5』 (朴正熙「フォード大統領宛て親書 75年 11月 19日」登録番号 7934 (4999) 『フォード米大統領の訪中、75.12.1-5』)。
- (26) 외무부미주국 「포드대통령의중국일정과성과분석 요약 75년 12월 8일」 등록번호 7934 (4999) 『Ford, Gerald 미국 대통령 중국 방문 75.12.1-5』 (外務部米州局「フォード大統領の中国日程と成果分析要約 75年 12月 8日」登録番号 7934 (4999) 『フォード米大統領の訪中、75.12.1-5』)。
- (27) 주유엔대표부 「외무부장관앞으로전문 (76.5.19) —북괴대미문서사본송부」 등록번호 18137 (9467) 『UN 총회, 제 31 차, New York, 1976.9.21-12.22』 (駐国連韓代表部「朴東鎮外務部長官への電文 (76.5.19) —北朝鮮の対米文書写本送付」登録番号 18137 (9467) 『(国連総会、第 31次、New York、1976年 9月 21日 - 12月 22日)』)。
- (28) 외무부 「시아틀로타리클럽및상공회의소에서행한 키신저장관의연설문 76년 7월 22일」 등록번호 25537 (9174) 『Kissinger, Henry A. 미국 국무장관 연설문, 1976』 (外務部「(シアトルのロータリークラブおよび商工会議所におけるキッシンジャー長官の演説文 76年 7月 22日」登録番号 25537 (9174) 『キッシンジャー米國務長官の演説文、1976』)。
- (29) 외무부 「한국문제에관한서방측결의안제출과관련한외무부장관성명 (76년 8월)」 등록번호 18135 (9465) 『UN 총회, 제 31 차, New York, 1976年 9月 21日~12月 22日』 20 (外務部「朝鮮問題に関する韓国支持派決議案提出と関連する外務部長官の声明 76年 8月」登録番号 18135 (9465) 『国連総会、第 31次、New York、1976年 9月 21日~12月 22日』 20)。
- (30) 외무부 「한국문제에 관한 4 자회담관련 미측제의 —31 차 유엔총회 미국무장관 기조연설중 삽입안 76.9.21」 등록번호 24030 (9371) 『Kissinger, Henry 미국 국무장관의 한국문제에 관한 4 자회담 제의, 1976.9.30』 (外務部「朝鮮問題に関する四者会谈連米側提議—第 31次国連総会における米國務長官の基調演説の挿入案 76.9.21」登録番号 24030 (9371) 『キッシンジャー米國務長官の朝鮮問題に関する四者会谈提案, 1976.9.30』)。
- (31) 외무부차관 「외무부장관 앞으로 전문 (76년 9월 20일)」 등록번호 24030 (9371) 『Kissinger, Henry 미국 국무장관의 한국문제에 관한 4 자회담 제의, 1976.9.30』 (金東輝外務部次官「朴東鎮外務部長官への電文 (76年 9月 20日)」登録番号 24030 (9371) 『キッシンジャー米國務長官の朝鮮問題に関する四者会谈提案, 1976.9.30』)。
- (32) 외무부장관 「외무부차관 앞으로 전문 (76년 9월 20일)」 등록번호 24030 (9371) 『Kissinger, Henry 미국 국무장관의 한국문제에 관한 4 자회담 제의, 1976.9.30』 (朴東鎮外務部長官「金東輝外務部次官への電文 (76年 9月 20日)」登録番号 24030 (9371) 『キッシンジャー米國務長官の朝鮮問題に関する四者会谈提案, 1976.9.30』)。
- (33) 외무부 「한국문제에 대한 4 자회담에 관한 미측 제의에 대한 아측 입장 76년 9월 23일」 등록번호 24030 (9371) 『Kissinger, Henry 미국 국무장관의 한국문제에 관한 4 자회담 제의, 1976.9.30』 (外務部「朝

- 鮮問題をめぐる四国会談に関する米側の提案に対する韓国の立場 76年9月23日」登録番号 24030 (9371) 『キッシンジャー米国務長官の朝鮮問題に関する四国会談提案. 1976.9.30』)。
- (34) 주미대사 「외무부장관 앞으로 전문 (76년 9월 22일)」 등록번호 24030 (9371) 『Kissinger, Henry 미국 국무장관의 한국문제에 관한 4자회담 제의. 1976.9.30』 (咸秉春駐米大使 「朴東鎮外務部長官への電文 (76年9月22日)」登録番号 24030 (9371) 『キッシンジャー米国務長官の朝鮮問題に関する四国会談提案. 1976.9.30』)。
- (35) 주미대사 「외무부차관 앞으로 전문 (76년 9월 23일)」 등록번호 24030 (9371) 『Kissinger, Henry 미국 국무장관의 한국문제에 관한 4자회담 제의. 1976.9.30』 (咸秉春駐米大使 「金東輝外務部次官への電文 (76年9月23日)」登録番号 24030 (9371) 『キッシンジャー米国務長官の朝鮮問題に関する四国会談提案. 1976.9.30』)。
- (36) 외무부차관 「외무부장관 앞으로 전문 (76년 9월 24일)」 등록번호 24030 (9371) 『Kissinger, Henry 미국 국무장관의 한국문제에 관한 4자회담 제의. 1976.9.30』 (金東輝外務部次官 「朴東鎮外務部長官への電文 (76年9月24日)」登録番号 24030 (9371) 『キッシンジャー米国務長官の朝鮮問題に関する四国会談提案. 1976.9.30』)。
- (37) 외무부장관 「외무부차관 앞으로 전문 76년 9월 25일」 등록번호 24030 (9371) 『Kissinger, Henry 미국 국무장관의 한국문제에 관한 4자회담 제의. 1976.9.30』 (朴東鎮外務部長官 「金東輝外務部次官への電文 76年9月25日」登録番号 24030 (9371) 『キッシンジャー米国務長官の朝鮮問題に関する四国会談提案. 1976.9.30』)。
- (38) 외무부 「대통령 각하에 보고 사항—한국문제에 관한 4자회담 관련 미측 제의 76년 9월 28일」 등록번호 24030 (9371) 『Kissinger, Henry 미국 국무장관의 한국문제에 관한 4자회담 제의. 1976.9.30』 (外務部 「大統領への報告事項—朝鮮問題に関する四国会談関連の米側提議 76年9月28日」登録番号 24030 (9371) 『キッシンジャー米国務長官の朝鮮問題に関する四国会談提案. 1976.9.30』)。
- (39) 박동진 「대통령 앞으로 전문 76년 9월 28일」 등록번호 24030 (9371) 『Kissinger, Henry 미국 국무장관의 한국문제에 관한 4자회담 제의. 1976.9.30』 (朴東鎮外務部長官 「大統領への電文 76年9月28日」登録番号 24030 (9371) 『キッシンジャー米国務長官の朝鮮問題に関する四国会談提案. 1976.9.30』)。
- (40) 외무부 「대통령 각하에 보고 사항—한국문제에 관한 4자회담 관련 미측 제의 (76년 9월 30일)」 등록번호 24030 (9371) 『Kissinger, Henry 미국 국무장관의 한국문제에 관한 4자회담 제의. 1976.9.30』 (外務部 「大統領への報告事項—朝鮮問題に関する四国会談関連米側の提議 (76年9月30日)」登録番号 24030 (9371) 『キッシンジャー米国務長官の朝鮮問題に関する四国会談提案. 1976.9.30』)。